

コロナ社会対応ビジネスモデル創造事業補助金  
8月7日説明会でのQ&A

Q1：複数の分野に申請して良いか？

A1：同一内容であれば、一つの分野を選んでください。異なる内容であれば、複数分野への申請が可能であり、同一の分野へも複数申請が可能です。

Q2：「みなし大企業」も対象となるか？

A2：交付要領第2条第1項第2号のただし書きで定める会社等は、中小企業等に含まれないため単独申請はできませんが、中小企業等を含むグループ申請であれば、補助対象者となります。

Q3：申請方法は郵送のみか？

A3：持参も可能です。持参の場合には、平日の9時～17時をお願いします。

Q4：交付決定はいつ頃か？

A4：10月上旬を予定しています。

Q5：消費税分は補助対象経費に該当するか？

A5：該当しません。

Q6：建物の改修費は補助対象経費となるか？

A6：事業実施上必要な場合は対象となる可能性があります。

Q7：事業化可能性調査は試作品までで、商品化に関することまでは補助しないという事か？

A7：テスト販売のための商品化に必要な経費であれば、対象となります。

Q8：グループ申請でも補助金上限額は500万円か？

A8：グループ申請の場合、構成企業等の合計額の上限が500万円となります。

Q9：「申請の手引き」P.3の申請例③④について、事業化可能性調査のケースでは、府外の大企業と府内の自治体との取り組みは対象となりえるか？

A9：自治体は中小企業等に含まれないので、このグループでは補助事業者にはなれません。

Q10：「申請の手引き」P.3の申請例③について、事業化可能性調査のケースでは、代表企業と構成企業に対する補助は【全て合わせて上限500万円】との理解で正しいか？その場合、申請段階で両者での配分比率をあらかじめ決めておく等の必要はあるか？

A10：代表企業と構成企業の全て合わせて上限500万円です。補助金交付を希望する企業等が個別に交付申請する必要があり、配分比率は任意となります。

Q11：危機克服会議の参考資料として情報提供する場合、そのために何等かの様式に従った資料を作成するのか。

A11：交付要領第11条に基づき、第4号様式により進捗状況を報告してもらい、交付要領第12条に基づき、第5号様式別紙1により実績を報告してもらいます。また、第18条により、成果の公表を求めることがあります。

Q12：危機克服会議等で、情報の秘密保持などはしていただけるのか？

A12：公表することに差し支えがある内容等については、事前に意見をお聞かせいただき調整します。

Q13：事業化可能性調査の場合、4つの評価基準のうち特にどの点を重視するとかあるか？

A13：未定です。

Q14：来年度も同じ補助金があるか？

A14：未定です。